

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.102

2018. 10

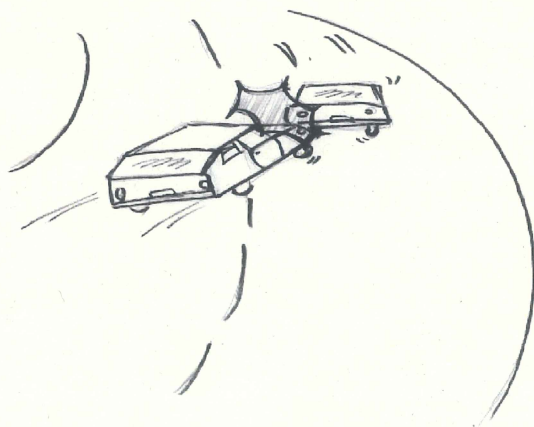
(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	小売業	経験	2年	年齢	20歳代	男女	女性
発生月	2018. 8		発生時刻		15:35		
発生状況	集金業務のため、社用車で市道上左カーブを走行中、助手席に置いてあった資料を取ろうとしたところ、前方から目を離れたことから対向車に衝突した。						
負傷の程度／部位	肋骨及び左手首の骨折		休業見込		1ヶ月		

～再発防止のために～

車の運転中、助手席に置いてある資料若しくは荷物が気になることは誰でもあると思いますが、このような場合は、適切な場所に車を駐車させたうえで、助手席の資料若しくは荷物に手を伸ばす等、スマホの取扱いと同様に、道路交通法等の関係法令を遵守した安全運転を行うようお願いいたします。なお、筑西労働基準監督署では、交通労働災害防止のため、地区交通安全協会から交通安全啓発用DVDを借用し、社内の安全衛生教育に活用していただくよう周知・指導しているところです。地区交通安全協会の賛助会員であれば無料で借用できるほか、非会員であっても100円から200円程で借用できるようです。ぜひ、社内の安全衛生教育に活用頂くようご検討願います。掲載依頼



◆日々ご安全◆

来月10月1日から7日までは、「**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**」をスローガンに、平成30年度(第69回)全国労働衛生週間が展開されますが、10月は「年次有給休暇取得促進期間」でもありますので、労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得できる職場環境を形成するよう願います。

なお、年次有給休暇の取得に当たっては、労使協調のもと、土曜日、日曜日及び祝日に年次有給休暇を組み合わせる等、働き方・休み方を変える第一歩となる「プラスワン休暇」を実施することも有効です。是非、10月には積極的に年次有給休暇を取得し、心身をリフレッシュできる取り組みを徹底するよう、併せて願います。

※平成31年4月より、使用者は、10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時期を指定して有給休暇を与える必要がありますので、予めご留意下さい。

※この記事は、筑西労働基準監督署安全衛生課のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合がございます。